

(参考資料)

地域保健医療推進事業補助金交付要綱

別表第6 (第2条関係) 一部抜粋

補助事業名	入院患者受入医療機関支援事業
補助事業の目的	市内の医療機関における新型コロナウイルス感染症のため入院治療が必要な患者（以下、この表において「患者」という。）の受入れ体制の構築を支援することにより、市民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与する。
補助事業	市内の医療機関における患者の受入れ体制の確保及び維持に関する事業
補助事業の申請ができる者	本市に所在し、補助事業を実施する医療機関（県の医療機関は除く。）の代表者
補助対象経費	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において要した次に掲げる経費等 (1) 患者の受入れ病床の確保料 1床あたり200万円/年 (2) 患者の受入れに伴い使用できなくなる病床が生じた場合における確保料 1床あたり1万円/日 (3) 前2号のほか補助事業に必要な経費。ただし、補助対象として適当でないと認められる経費を除く。
補助率	10分の10
上限額	1医療機関につき2,000万円